

# 商互会 とやま



SYOKOKAI  
TOYAMA

## 2021.2 Vol. 548

### Contents

2. 経済団体新春互礼会  
65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります
3. 中小企業景況調査結果  
小規模事業者持続化補助金(ビジネスコミュニティ型)
4. 知っ得こ 税務編 税務TIPs(事前確定届出給与) 第1回
5. 令和2年度 とやま農商工連携推進事業
6. 子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得について
7. イベント情報、きとくとピックス
8. 補助金のご案内

発行日 令和3年2月1日(毎月1回1日発行)

定 価 一部50円(商工会員にあっては購読料は会費に含まれています)

発 行 富山県商工会連合会(責任者/石澤 義文)

〒930-0855 富山市赤江町1-7 TEL076-441-2716 FAX076-433-8031

URL <https://www.shokoren-toyama.or.jp>



## みそ・蔵カフェ 〈高岡市和田〉

創業明治14年の味噌・醤油を製造販売する「長谷川醸庫」(高岡市福岡町)が、創業当時から使われていた蔵を改装してカフェを経営。自家製味噌や塩麴を使用したロールケーキ・シフォンケーキなどが有田焼や古伊万里の焼き物皿で提供される。高岡の古い町並みの中で、ゆったり食事やフレンチプレスコーヒーにオリジナル紅茶も楽しめる。

□住所/富山県高岡市和田16 □TEL/0766-22-1022

□営業時間/10:30~15:30(L015:00) ランチタイム11:30~14:00(L013:30)

□営業日/水~土曜日 □駐車場/9台 ●店舗とカフェにて味噌・しょうゆ・塩麴などを販売

(小規模事業者持続化補助金採択事例)



# 経済団体新春互礼会

商工会連合会と商工会議所連合会、経営者協会、中小企業団体中央会、経済同友会の県内経済5団体は、1月4日、富山市のANAクラウンプラザホテル富山において、合同の新春互礼会を開催した。11回目となる互礼会は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底のうえ、各団体幹部や企業のトップら380名が集まり、地域経済の発展に向けて団結することを誓った。

県経営者協会の金岡克己会長が主催者を代表し挨拶。「変革を加速し、より良い富山県づくりをまい進しよう」と呼びかけた。続いて、新田富山県知事から来賓を代表して挨拶があった。

来賓紹介の後、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から鏡開きや食事の提供は行われなかったものの、密を避けながら和やかに懇談が行われた。

最後に高木商工会議所連合会会長が閉会の挨拶を行った。



## 令和2年分の所得税確定申告から 65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります

平成30年度の税制改正での主な変更点は次のとおりです。

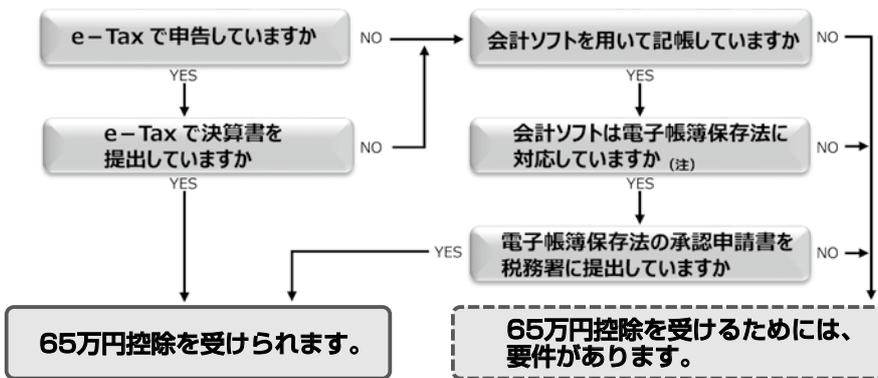
個人の方の所得税について

- ① 青色申告特別控除額が変わります。(現行65万円⇒改正後55万円)
- ② 基礎控除額が変わります。(現行38万円⇒改正後48万円)
- ③ 「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

**e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除(以下、「65万円控除」といいます。)が受けられます。**

※ 以上の改正は、**令和2年分以後の所得税**について適用されます。

### 65万円控除を受けるためには・・・



以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。
- ② 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書(注)を税務署に提出する。

(注) 正式名称は、「国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書」です。電子帳簿保存法の対応要件は、国税庁ホームページ「電子帳簿保存法関係」をご確認ください。

※ 詳しくは、「国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)」でご確認ください。

e-Tax

国税庁 電子帳簿保存関係

中小企業景況調査結果

（2020年10月～12月期実績・2021年1月～3月期予想）

# 前期比、建設業・小売業・サービス業で好転し、製造業は悪化した

今期は、建設業△35.0（前期比+5.0ポイント）、小売業△51.4（同+7.5ポイント）、サービス業△47.4（同+21.0ポイント）で好転し、製造業△80.0（同△19.9ポイント）は悪化した。

来期は、製造業△57.1（当期比+22.9ポイント）、建設業△30.0（同+5.0ポイント）、小売業△45.7（同+5.7ポイント）、サービス業△45.4（同+2.0ポイント）と全ての業種で好転を予想している。

## 業況天気図

（注）DIとは、景気動向指数の略で、前年同期と比較して増加（好転）企業割合と、減少（悪化）企業割合の差を示すものである。

D.I値（前年同期比）表示マーク	
20.1～	快晴 =
5.1～20.0	晴れ =
5.0～△5.0	曇り =
△5.1～△20.0	小雨 =
△20.1～	雨 =

	2019年 1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	2020年 1月～3月	4月～6月	7月～9月	（今期） 10月～12月	（予想） 1月～3月
製造業									
建設業									
小売業									
サービス業									

## ビジネスコミュニティ型補助金

小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等）や、近年直面している自然災害等に対して、セミナーや研修等の実施を通して販路開拓支援、事業継承支援、地域の防災や災害復旧活動等を展開している地域の若手経営者等又は女性経営者等のグループによる取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の経営者の資質向上、及び生産性向上と持続的発展、自然災害への対策、災害発生時対応等を図ることを目的とします。

### ◆補助対象者

- 一定の要件（※）を満たす、商工会・商工会議所の青年部、女性部（会）
- ※経営発達支援計画又は事業継続力強化支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所の定款に定められた内部組織であり、小規模事業者が5者以上所属していること等

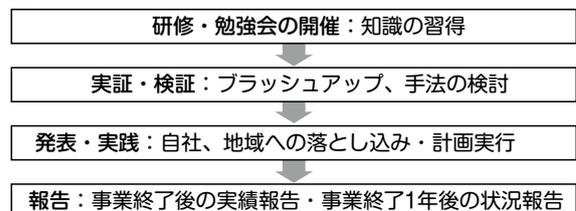
### ◆補助率等

- 補助率：定額（10/10）
- 補助上限額：50万円（※複数の補助対象者が共同で実施する場合は最大100万円）
- 補助対象経費：専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑務費、広報費、委託費

### ◆事業実施スケジュール

- 第1回公募開始：令和3年1月22日（金）
- 受付締切：令和3年3月12日（金）
- ※第2回受付は令和3年5月を予定しております。

### ◆事業イメージ



### ◆対象事業テーマ例

- ・ビジネスプランに基づく経営の推進（経営力向上計画、経営革新計画等）
- ・事業承継支援（事業承継計画、事業承継税制活用等）
- ・多様な働き方の推進（生産性向上・人手不足・働き方改革への対応等）
- ・強化対策（事業継続力強化計画、BCP策定等）
- ・販路開拓、生産性向上、海外展開の推進、地方創生の推進等

北陸を明るくしたい気持ちはどこにも負けないと思う。

またえていく。かなえていく。

**北陸電力**

個人賠償責任に次いで「傷害プラン」に熱中症の補償もついて  
**充実の安心補償!!**

日常生活の事故・トラブルで賠償責任が生じたとき

日常生活や業務中に熱中症になったとき

ご家族全員の賠償事故をカバー!!

お申込みはご加入の商工会まで

知っ得こ  
税務編

税務TIPS (事前確定届出給与)

第1回

給与の年俸制の実際上の意義

(事前確定届出給与)

一 はじめに

米中問題に始まり、消費税の増税による経済の低迷とコロナ禍の追い打ちで、ネット関連企業を除く全企業が厳しい経済環境に置かれている。このような環境では何よりも生き残ることが大切である。各種給付金やコロナ融資等で差し当たりの流動性は確保されているため、株式市場や暗号通貨の世界は行き場を失った莫大な資金が流入しているが、实体经济を維持していかねれば日本全体が幸福になるには程遠い。今回は、役員報酬に年俸制を導入することによる企業のキャッシュフローの向上策を検討してみよう。

二 問題の所在

役員報酬は、企業経営陣の労務等の対価であり、経営にあたって企業の様々なリスクを一身に抱える立場上、公私ともに高額にせざるをえないことが多い。その結果として、本人が実際に稼得する手取り、可処分所得の割りに、源泉所得税も社会保険料も高額になる。ことに、社会保険料は、本人負担と同額を会社も負担することになるので、役員の問題だけではなく、給与全体の問題として会社社口座から引き落とされる金額は、会社負担額の2倍になってしまうため、事前に預っていると云ったもの

の、資金繰りに及ぼすインパクトは無視できないものではない。

三 社会保険料の計算方法

県別の健康保険・厚生年金保険の保険料額表を見てみよう。等級別の料額が細かい表になっているが、下方の枠の中に「賞与にかかる保険料額」とあるだろう。ここには、「賞与に係る保険料額は、賞与額から1000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。」と記載してあるのが確認できるはずだ。つまり、健康保険は、年間573万円を超える部分についてはかからないし、厚生年金保険は月額150万円を超える部分にはかからない。同じようにしても、月額の給与をコツコツもらうよりも、まとめて一年分もらうと保険料がかからない上澄み部分が多くなることになるのである。

四 事前確定届出給与

国税庁のHPで検索していただければ、役員報酬の事前確定届出給与の手続等はご理解いただけるであろう。紙面の都合上省略する。生活に不可欠な金額のみ月々は支給しておいて、1年首尾よく計画達成した

暁には事前に届け出しておいた1000万円などの金額をまとめて払う。社会保険は限度額を超えてはかからないので、トータルでは手取も増えるし、会社の負担額も減る。手取りが増える分、所得税は微妙に高くなるが、大勢に影響はない。注意としては、支払額を途中で変えようと思わないこと(原則として)。ゼロか100%か、払うか払わないかのどちらかしかない。そうでないと、税務署から手痛いお叱りを受けることになる。また、手続きをしっかり確認すること。そのうえで、コスト削減効果を確実に企業の業績に結び付けてほしい。目的はあくまでも企業の存続のためにある。なお、将来もらえる年金額は払いが少なくなる分少しだけ減る。シミュレーションをしてみるとよいが、私の経験では、いま手取りが多い方を選ばれる方がほぼ100%である。



税理士 崎山 強

氷見市出身 平成7年税理士試験合格  
早稲田大学法学部卒業  
東京大学大学院修了・CFP®・法務博士・特定行政書士  
平成9年より高岡市にて税理士事務所開業  
海外拠点(大連・バンコク・ヤンゴン)  
現在、富山県よろず支援拠点コーディネータ(兼務)

人材の確保や従業員の再就職をお手伝い!

必要な要員や経験豊富な即戦力などを確保したいとき

事業の整理・縮小により、雇用調整を検討しているとき

そんなとき、まっ先にご相談ください。(無料)



公益財団法人 産業雇用安定センター

1987年設立 人材マッチングの専門機関です

〒930-0857 富山市奥田新町8-1 ポルファートとやま10F TEL 076-442-6900  
■ご利用時間■9:00~17:00 (土・日・祝日は休み) FAX 076-439-2860

インターネットで最新の人材情報をどうぞ  
<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

令和2年度

とやま農商工連携推進事業

「とやまの逸品フェア 2020 in 日本橋とやま館（農商工連携・地域資源活用商品フェア）」が開催された。

富山県内の小規模事業者等の販路開拓支援を目的として、農商工連携等による新商品、新サービス、新技術を首都圏消費者、バイヤー関係者等にアピールする場を創出するとともに、商工会、関係機関と連携して本フェアならびに本県地域の魅力や資源等を広く発信することをねらいに実施した。

■実施事業の概要

【日時】

令和2年11月30日（月）～12月6日（日）  
10:30～19:30

【会場】

富山県アンテナショップ  
「日本橋とやま館」交流スペース  
（東京都中央区日本橋室町 1-2-6  
日本橋大栄ビル1階）

【内容】

● 伴走型事業の事業計画で出展の7商工会が推奨する事業者の商品PR販売、トヤマバーでの期間限定メニュー「商工会のこわけセット」の販売、アンケートの実施  
● 国認定及び県ファンド助成事業で開発した商品PR販売



■本事業により得られた成果の概要

本フェアの直前期に東京都、全国においてコロナウイルスの感染が拡大したことで、出展事業者のアテンド辞退もあったなか、富山県、JA、商工会、出展事業者フェア事務局（株）ジエック経営コンサルタント）の協力をいただき、コロナウイルス感染防止対策を徹底のうえ無事会期を終了することができた。

今回は、試食や試飲が出来ないなかで食品関係は、例年と比較して、商品の良さを伝えることが難しい状況であったが、来場者の反応は好評であり、富山の商品の良さが顧客に伝わっている実感を得られた。今回のフェアの来場者は、総じて商品に「富山らしさ」を求めており、富山県内各地域の特徴を活かし、ものづくり部門は生産者が工夫さ

れた商品が並び、食品コーナーでは富山の地域食材を安全、安心な原材料を使い生産者の熱い思いがこもった製法で作られた商品が並んだ。訪れた方は商品コンセプトに惹かれて商品を選んでおられた様子だった。本フェアの販売情報やアンケートの結果は、とりまとめ次第、出展商工会、出展事業者へフィードバックを行い、参加した事業者は、接客時のお客様との会話からも首都圏の客層の特徴や自社商品に対する反応を知ることができ、今後の商品改良が期待できる。コロナ禍のなか、7日間の開催期間中、例年に比べると人出は少ない印象であったが、予想以上の多くの集客があり、富山の逸品に対する顧客の関心やフェアに対する期待も非常に高かったことから、今後も継続して首都圏での商品PRの場を設けていくことで販路開拓を引き続き支援していきたい。

# 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになりました

(令和3年1月1日施行)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになりました。

## 改正のポイント

改正前

- ・半日単位での取得が可能
- ・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・時間単位での取得が可能
- ・全ての労働者が取得できる

※ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。

※ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

- ・法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
- ・既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

就業規則の規定例 (子の看護休暇の場合) ※介護休暇も同様の改定が必要です。

- 第〇条 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員(日雇従業員を除く)は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間に付き5日、2人以上の場合は1年間に付き10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

## 労使協定を締結する際の注意点

※ 子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合ってお決めください。

詳細は、ホームページをご覧ください。

※ 労使協定により時間単位での休暇取得ができないこととなった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇取得を認めるように配慮をお願いします。



## 両立支援等助成金について

時間単位で利用できる有給の子の看護休暇制度や介護休暇制度を導入し、休暇を取得した労働者が生じたなど要件を満たした事業主には、両立支援等助成金が支給されます。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索



## お客様の想いをカタチにする

小さな会社ですが丁寧な仕事を心がけています。小さな会社だからできることがあります。人と社会を繋ぐお手伝いをいたします。心に伝わる広告物をご提供いたします。



総合印刷企画&グラフィックデザイン 有限会社 AT企画印刷 AT PLANNING PRINTING

本社 〒930-0138 富山市呉羽町 48-22 tel.076-427-1533 fax.076-427-1543 小杉営業所 〒939-0319 射水市東太閤山 1-11-1 tets.fax.0766-67-8211

企業の繁栄に

特別増強運動展開中!

# 商工貯蓄共済制度

ひとつの掛金で3つの備え

貯蓄



融資



生命保障

● お申し込み・お問い合わせは地元の商工会へ ●

# 各地のイベント

# 3月

イベント名	開催日	お問合せ先
ふれあい青空市「やまだの案山子」	3/6(土)から (月・火・水・土・日・祝)	やまだの案山子 076-457-2333

※新型コロナウイルス感染症の影響で、イベント開催が延期、または中止になる場合があります。詳細はイベント問合せ先にご確認ください。

## 元気とやま きときとトピックス

### 新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口のご案内

土日祝日の相談や  
オンライン相談も対応!!

富山県新世紀産業機構では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けた県内事業者の皆様からの様々な経営相談に対応しております!

**【概要】**豊富な知識と経験を持つ中小企業診断士等が、電話やオンラインで経営相談に対応いたします。各種助成金の申請手続きにもお役立てください。

- (1) 受付時間: 8:30~19:00 (平日・土日祝日問わず)
- (2) 電話番号: 076-444-5673

**【ご注意】**オンライン相談を希望される場合、事前予約が必要となります。

■お問い合わせ先

(公財) 富山県新世紀産業機構  
電話: 076-444-5605 FAX: 076-444-5646  
富山県経営支援課創業・ベンチャー係  
電話: 076-444-3247 FAX: 076-444-4402  
メール: akeieishien@pref.toyama.lg.jp

### 赤坂会館についてのご案内

日頃より、「都心の中の富山」富山県赤坂会館をご愛顧いただき、ありがとうございます。

都心にあって緑に囲まれた閑静な中に佇む富山県赤坂会館は、ご利用のお客様に安らぎとくつろぎを提供する場として、宿泊をはじめ、旬の富山県産の食材を使用した料理を提供しております。

コロナ禍において、お客様への検温の実施や館内各所での消毒液設置など感染症対策を強化しており、東京都の「感染拡大防止徹底宣言」店舗にも登録されております。

何かと難しい時期ではありますが、皆様のご利用を心よりお待ちしております。

なお、飲食店に係る営業時間の短縮要請等により、夕食の提供時間を短縮している場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

○素泊まり宿泊割引プラン 1泊3,400円～

- シングル(浴室・トイレ付き) 5,400円(通常価格から2,500円引き)
- 和室6畳(浴室・トイレ共同) 4,600円(通常価格から2,500円引き)
- 2段ベッド(浴室・トイレ共同) 3,400円(通常価格から1,500円引き)

○1泊2食付き宿泊割引プラン 1泊6,600円～

都心では珍しい和室でのご宿泊です。静かな環境で旅館気分を味わってみてはいかがでしょうか。夕食は館内で味わい、ゆっくりお過ごしいただけます。

○受験生応援プラン 1泊3,400円～

コロナ禍でも、感染症対策が充実した館内で安心してお食事いただけます。合格祈願グッズの進呈や電気スタンドの貸出し等もごさいます。

○日帰りテレワークプラン 3,000円/日

午前7時から午後10時までのご利用で、プリンターの貸出しも可能です。

■ご予約・お問い合わせ先

富山県赤坂会館  
〒107-0052 東京都港区赤坂7-5-51  
東京メトロ銀座線「青山一丁目」駅4番出口から徒歩10分  
TEL: 03-3586-0991 FAX: 03-3584-6059  
ホームページ: <https://www.toyamaken-akasakakaikan.jp/>

500社を超える大手企業がサービス参加!  
大手パートナー企業との連携により、さらなる事業の拡大・効率化をサポートします!

WEBプラットフォームサービス  
**Hokuriku Big Advance**  
販路拡大・人材確保・業務効率化・事業承継・経営課題をトータルサポート

基本料金月額 **3,300円(税込)**

詳しくは動画で!  
(2020年7月現在)

地域に強さを、ひとに情熱を。北陸銀行

中小企業・小規模事業者を支える身近なパートナー  
お気軽にご相談ください

資金調達  
信用保証  
創業支援  
事業承継  
経営改善 など

**富山県信用保証協会**  
TEL: (076) 423-3171 (代表) [www.cgc-toyama.or.jp](http://www.cgc-toyama.or.jp)

# 令和2年度3次補正予算案・令和3年度税制改正において 措置予定の補助金のご案内

予算案・税制改正成立を前提としており、今後内容が変更等される場合があります。

## ！ 中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

### 対象

1. 申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

### 中小企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～6,000万円  
補助率 2/3
- ✓ 卒業枠\* 補助額 6,000万円超～1億円  
補助率 2/3

\* 事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。  
※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

### 中堅企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～8,000万円  
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)
- ✓ グローバルV字回復枠\*\*  
補助額 8,000万円超～1億円  
補助率 1/2

\*\* 以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。  
①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。  
②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。  
③グローバル展開を果たす事業であること。

## ！ 中小企業生産性革命推進事業

感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を支援するため、「特別枠」を新特別枠「低感染リスク型ビジネス枠」に改編します！

### ■ ものづくり補助金

- 通常枠 補助上限1,000万円、補助率 1/2 (小規模 2/3)
  - 低感染リスク型ビジネス枠\* 補助上限1,000万円、補助率 2/3
- \* 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等

### ■ 持続化補助金

- 通常枠 補助上限50万円、補助率 2/3
  - 低感染リスク型ビジネス枠\*\* 補助上限100万円、補助率 3/4
- \*\* ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等

### ■ IT導入補助金

- 通常枠 補助上限450万円、補助率 1/2
  - 低感染リスク型ビジネス枠\*\*\* 補助上限450万円(※)、補助率 2/3
- ※テレワーク対応類型は150万円  
\*\*\* 複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入や、テレワークを行うため、複数の業務工程にクラウド対応したITツールを導入する取組

HPはこちら

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2020/201223yosan.pdf>

